r7物価_繰越

令和7年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

（単位：千円）

都道府県区分	【41_佐賀県】
地方公共団体名（コード有り）	41210_佐賀県神埼市
都道府県・市町村コード（5桁）	41210
担当部局課名	総務企画部　総合政策課
担当者氏名	間　斉子
電話番号	0952-37-0102
メールアドレス	kikaku@city.kanzaki.lg.jp

交付対象経費（地方単独事業費）（R6経済対策分）	国のR6補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①にかかる交付対象経費	–
	国のR6補正予算分（令和6年度低所得世帯支援枠等分）給付費　交付限度額②にかかる交付対象経費	112,830
	国のR6補正予算分（令和6年度低所得世帯支援枠等分）事務費　交付限度額③にかかる交付対象経費	9,030
	国のR6補正予算分（給付支援サービス分）　交付限度額④にかかる交付対象経費	–
交付対象経費（地方単独事業費）（R7予備費分）	国のR7予備費分（推奨事業メニュー分）　交付限度額⑤にかかる交付対象経費	16,805
交付対象経費（地方単独事業費）（R7経済対策分）	国のR7補正分（推奨事業メニュー分）　交付限度額⑥にかかる交付対象経費	353,459
交付対象経費（地方単独事業費）（その他）	令和7年3月17日事務連絡に基づく追加分にかかる交付対象経費 ※事務連絡は該当団体のみに通知	–

令和7年度既配分額　国のR6補正予算分（推奨事業メニュー分）交付限度額①	–
令和7年度既配分額　国のR6補正予算分（令和6年度低所得世帯支援枠等分）給付費　交付限度額②	85,740
令和7年度既配分額　国のR6補正予算分（令和6年度低所得世帯支援枠等分）事務費　交付限度額③	6,194
令和7年度既配分額　国のR6補正予算分（給付支援サービス分）交付限度額④	–
令和7年度既配分額　国のR7予備費分（推奨事業メニュー分）交付限度額⑤	16,805
令和7年度既配分額　国のR7補正分（推奨事業メニュー分）交付限度額⑥	–

今回配分予定額　国のR6補正予算分（推奨事業メニュー分）交付限度額①	–
今回配分予定額　国のR6補正予算分（令和6年度低所得世帯支援枠等分）給付費　交付限度額②	–
今回配分予定額　国のR6補正等予算分（令和6年度低所得世帯支援枠等分）給付費　交付限度額②	27,090
今回配分予定額　国のR6補正予算分（令和6年度低所得世帯支援枠等分）事務費　交付限度額③	2,836
今回配分予定額　国のR6補正予算分（給付支援サービス分）交付限度額④	–
今回配分予定額　国のR7予備費分（推奨事業メニュー分）交付限度額⑤	–
【調整後】今回配分予定額　国のR7補正分（推奨事業メニュー分）交付限度額⑥	353,459
（うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分）	125,593

配分予定額計　国のR6補正予算分（推奨事業メニュー分）交付限度額①	–
配分予定額計　国のR6補正予算分（令和6年度低所得世帯支援枠等分）給付費　交付限度額②	85,740
配分予定額計　国のR6補正等予算分（令和6年度低所得世帯支援枠等分）給付費　交付限度額②	27,090
配分予定額計　国のR6補正予算分（令和6年度低所得世帯支援枠等分）事務費　交付限度額③	9,030
配分予定額計　国のR6補正予算分（給付支援サービス分）交付限度額④	–
小計　配分予定額計（R6経済対策分）	121,860
配分予定額計　国のR7予備費分（推奨事業メニュー分）交付限度額⑤	16,805
小計　配分予定額計（R7予備費分）	16,805
配分予定額計　国のR7補正分（推奨事業メニュー分）交付限度額⑥	353,459
小計　配分予定額計（R7経済対策分）	353,459
（うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分）	125,593
令和7年3月17日事務連絡に基づく追加分 配分予定額計 ※事務連絡は該当団体のみに通知	–

国のR6補正分（推奨事業メニュー分）交付限度額①（令和6年度本省繰越分）	–
国のR6補正分（令和6年度低所得世帯支援枠等分）給付費　交付限度額②（令和6年度本省繰越分）	22,155
国のR6補正分（令和6年度低所得世帯支援枠等分）給付費　交付限度額②（令和7年7月18日通知分）	9,000
国のR6補正分（令和6年度低所得世帯支援枠等分）給付費　交付限度額②（令和7年8月調査での追加分）※該当団体のみ	–
国のR6補正分（令和6年度低所得世帯支援枠等分）給付費　交付限度額②（令和7年12月2日通知分）	54,585
国のR6補正分（令和6年度低所得世帯支援枠等分）給付費　交付限度額②（今回追加分）	–
国のR6補正等分（令和6年度低所得世帯支援枠等分）給付費　交付限度額②（今回追加分）	27,090
小計　交付限度額②	112,830
国のR6補正分（令和6年度低所得世帯支援枠等分）事務費　交付限度額③（令和6年度本省繰越分）	1,677
国のR6補正分（令和6年度低所得世帯支援枠等分）事務費　交付限度額③（令和7年7月18日通知分）	783
国のR6補正分（令和6年度低所得世帯支援枠等分）事務費　交付限度額③（令和7年8月調査での追加分）※該当団体のみ	–
国のR6補正分（令和6年度低所得世帯支援枠等分）事務費　交付限度額③（令和7年12月2日通知分）	3,734
国のR6補正等（令和6年度低所得世帯支援枠等分）事務費　交付限度額③（今回追加分）	3,081
小計　交付限度額③	9,275
国のR6補正分（給付支援サービス分）交付限度額④（令和6年度本省繰越分）	–
国のR6補正分（給付支援サービス分）交付限度額④（令和7年7月通知分）	–
国のR6補正分（給付支援サービス分）交付限度額④（令和7年12月通知分）	–
小計　交付限度額④	–
小計　交付限度額（R6経済対策分）	122,105

国のR7予備費分（推奨事業メニュー分）交付限度額⑤（令和7年5月27日通知分）	16,805
小計　交付限度額（R7予備費分）	16,805
国のR7補正分（推奨事業メニュー分）交付限度額⑥（令和7年12月16日通知分）	392,732
（うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分）	125,593
小計　交付限度額（R7経済対策分）	392,732
R7経済対策等にかかる本省繰越希望額記載欄 【調整後】本省繰越希望額 （R7補正により措置された推奨事業メニュー分　交付限度額⑥に係る希望額） （交付限度額⑥を上限とする）	39,273

※記載は不要

推奨事業メニューの本省繰越希望額の調整欄	※【調整前】今回配分予定額 推奨事業メニュー（R7補正）交付限度額⑥	353,459
	※【調整前】本省繰越額 国のR7補正予算分（推奨事業メニュー分）交付限度額⑥	39,273
	本省繰越の追加希望額　手動入力分 （調整用）	–

令和7年3月17日事務連絡に基づく追加分　交付限度額 ※事務連絡は該当団体のみに通知	–

配分予定額計	492,124	移替先	総務省
交付限度額計	531,642		

	No	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策等との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー ※R7補正推奨事業メニュー①について、②～④にも関連する場合は、M～O列に追加で選択してください。				「推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業」を選択した場合の、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B1 国のR6補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	B2 国のR6補正予算分（交付限度額②）（令和６年度低所得世帯支援枠等分）給付費	B2 国のR6補正予算分（交付限度額③）（令和６年度低所得世帯支援枠等分）事務費	B3 国のR6補正予算分（交付限度額④）（給付支援サービス分）	B4 国のR7予備費分（交付限度額⑤）（推奨事業メニュー分）	B5 国のR7補正予算分（交付限度額⑥）（推奨事業メニュー分）	C その他（一般財源や補助対象外経費等）	※参考 総事業費に係る事務費	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記）①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	支援開始時期 ※可変部分 ※この他は変えられません。	事業終期 ※可変部分 ※この他は変えられません。	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	国の重点支援地方交付金が活用されている旨の明記	備考1（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考1のサブカテゴリー M～O列を記入している場合のみ（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）			【R7補正のみ】備考2「農林水産・食品分野」「中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備」における細分化項目	備考3 商品券等を活用した事業を行う場合、Q&A等ふまえた対応について記載	備考4 実施状況の公表等について（HP、広報紙など）	備考5（事業の終期が令和8年3月を超えることが見込まれる場合、その事情）※可変部分 ※この他は変えられません。	自治体での予算区分
														合計	613,803	492,124	–	112,830	9,030	–	16,805	353,459	121,679																			
6経済対策等】差押禁止法の対象範囲　※事務連 令和6年度住民税均等割非課税世帯（3万円）＋こども加算（2万円）＋不足額給付（令和6年度低所得世帯支援枠等）	1	R6_補正	低所得	○	○	○	物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業・定額減税補足給付金事業	Ⅱ．物価高の克服	○	–					121,860	121,860	–	112,830	9,030		–		–		①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6,R7の累計給付金額 令和6年度住民税均等割非課税世帯　2,392世帯×30千円、子ども加算　257人×20千円、、定額減税を補足する給付（うち不足額給付）の対象者　6,227人　(123,730千円) のうちR7計画分 事務費　9,030千円 事務費の内容　［需用費（事務用品等）役務費（郵送料等）人件費　として支出］ ④低所得世帯等の給付対象世帯数（2,392世帯）、定額減税を補足する給付（うち不足額給付）の対象者数（6,227人）	–	○	–	R7.2		R7.12	対象世帯に対して令和7年8月までに支給を開始する	⑤ HPにて明記済みあるいは予定	対象分野に関連しない						ホームページ、広報誌等		R7補正（地）
（デジタル庁）給付支援サービス（R6補正）	2														–	–																										
令和6年度低所得世帯支援枠等関連の給付費（家計急変への横出し等・R6補正）	3														–	–																										
事務費（上乗せ・横出し）	4														–	–																										
R7補正推奨事業メニューのうち食料品の物価高騰に対する特別加算（市区町村のみ記載）	5	R7_補正	推奨事業	○	○	○	物価高騰に伴う緊急支援（市民生活応援券給付事業）	Ⅰ．生活の安全保障・物価高への対応	○	①食料品の物価高騰に対する特別加算					320,121	320,121						320,121	–	20,121	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民や市内事業者を支援するため、応援券給付事業を実施し、市民生活の負担軽減及び市内事業者の消費拡大による市内経済の活性化を図る。 ②市民1人当たり10,000円の応援券配布に要する経費 ③給付費：10,000円（500円券×20枚）×30,000人＝300,000千円　事務費：20,121千円 ④基準日（予算議決日：R7.12.19）において住民基本台帳に記録されている者（約30,000人）	–	–	–	R7.12	R8.3	R8.4以降	生活応援券支給対象者1人当たり10千円の負担軽減を図る	⑤ HPにて明記済みあるいは予定	商品券					生活応援券に使用期限を設ける	ホームページ、広報誌等	算出の根拠となる事業の確定等の調整のために不測の日数を要し、計画を再検討した結果、交付対象事業の完了が8月下旬となるため	R7補正（地）
市区町村でR7補正①の事業について複数計画している場合は、1つをNo.5に記入の上それ以外はNo.6以降に記入しL列で当該推奨事業メニューを選択してください。 都道府県でR7補正①の事業を計画している場合は、NO.6以降に記入しL列で当該推奨事業メニューを選択してください。	6	R7_予備	推奨事業	○	○	○	地域の防犯力向上緊急補助金（防犯カメラ設置補助金事業）	米国関税措置	○	③消費下支え等を通じた生活者支援					9,136	9,136					9,136				①防犯意識の高まりを踏まえた物価高騰対応事業として、地区及び市内事業者が区域内に防犯カメラを設置する費用の一部を補助することで、当該地区における防犯対策強化のための自主的な取組を支援する。 ②防犯カメラ設置の経費の一部を補助することに係る経費 ③防犯カメラ1基に対し補助上限100千円で94基設置、防犯カメラ1基及び鋼管柱設置に対し補助上限200千円で11基設置 ④防犯カメラを設置する地区及市内事業者	–	–	–	R7.10		R8.3	防犯カメラの設置を希望する地区及び市内事業所（100%）に対し補助金を交付する	⑤ HPにて明記済みあるいは予定	対象分野に関連しない						ホームページ、広報誌等		R7補正（地）
	7														–	–																										
	8														–	–																										
	9	R7_予備	推奨事業	○	○	○	物価高騰に伴う緊急支援（小・中学生、高校生等医療費助成事業）	米国関税措置	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援					99,543	7,669					7,669		91,874		①物価高騰により影響を受けた子育て世帯支援として、子育て世帯の負担を軽減するため、小中学生、高校生等の子ども医療費に係る自己負担額を助成する。 ②医療費助成に係る経費 ③一部負担金のうち1人につき、自己負担額1か月あたり（入院1,000円/レセプト、通院500円×2回/レセプト）を差し引いた額を現物給付及び償還払いにより助成。 対象児童数3,342人。総事業費A99,543千円（内訳：手数料3,130千円+委託料171千円＋扶助費96,242千円）に充当。 ④小中学生、高校生等の子どもがいる子育て世帯	–	–	–	R7.4		R8.3	小中学生、高校生の子供がいる子育て世帯の希望者の100%を補助する	⑤ HPにて明記済みあるいは予定	対象分野に関連しない						ホームページ、広報誌等		R7当初（地）
	10														–	–																										
	11	R7_補正	推奨事業	○	○	○	高齢者施設等臨時支援給付金事業	Ⅰ．生活の安全保障・物価高への対応	○	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援					800	424						424	376		①物価高騰の影響を受けている市内唯一の「認知症カフェ」を支援することで、施設の安定的で継続的な運営に寄与するとともに、施設等を利用する高齢者福祉の増進を図る。 ②市内で認知症カフェ事業を実施している事業者に対し、物価高騰対策として、事業運営を支援するための給付金交付に要する経費 ③利用者1人当たり500円×1,600名＝800,000円 ④高齢者施設	–	–	–	R8.3	R8.3	R8.4以降	エネルギー価格高騰の影響を受けている高齢者施設の安定的で継続的な運営により、利用者への安定的なサービスを提供する カフェ実施回数：年間200回（週4回）実施	⑤ HPにて明記済みあるいは予定	介護サービス事業所・施設等						ホームページ、広報誌等	算出の根拠となる事業の確定等の調整のために不測の日数を要し、計画を再検討した結果、交付対象事業の完了が令和9年3月下旬となるため	R7補正（地）
	12	R7_補正	推奨事業	○	○	○	物価高騰に伴う緊急支援（乳幼児子育て世帯応援おむつ等支給事業）	Ⅰ．生活の安全保障・物価高への対応	○	③物価高騰に伴う子育て世帯支援					6,029	3,200						3,200	2,829		①物価高騰の影響を受ける乳幼児子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援を図るため3歳未満児がいる家庭を対象に子育て物資（紙おむつ、おしり拭き）を購入できるクーポンを支給する。 ②3歳未満の乳幼児（令和5年4月2日～令和8年4月1日生まれ）を養育する父母等に対し、子育て物資（紙おむつ、おしり拭き）を購入できるクーポンを配布するために要する経費 ③おむつ等クーポン券：5,620,000円　乳幼児1人当たり10,000円×対象乳幼児562人（見込み） ④基準日（R8.4.1）において3歳未満の乳幼児	–	–	–	R8.3	R8.3	R8.4以降	3歳未満児がいる世帯において、乳幼児1人当たり10,000円の子育て物資の負担軽減を図る	⑤ HPにて明記済みあるいは予定	対象分野に関連しない					おむつ等クーポン券についてはR8.4～6の使用期限を設ける。 クーポン券発行元、換金手続きの事務は外部委託せず市で行う。	ホームページ、広報誌等	算出の根拠となる事業の確定等の調整のために不測の日数を要し、計画を再検討した結果、交付対象事業の完了が12月下旬となるため	R7補正（地）
	13	R7_補正	推奨事業	○	○	○	物価高騰対応省エネ家電買換支援事業	Ⅰ．生活の安全保障・物価高への対応	○	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援					56,314	29,714						29,714	26,600	314	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民を支援するため、省エネ家電への買換えを支援することで家計の負担軽減を図り、併せて電気使用量減によるCO2排出量の低減を図る。 ②省エネ家電への買換えに係る負担額の一部を助成するために要する経費 ③対象品目　エアコン、冷蔵庫、LED 補助率1/4　補助上限額　5万円/世帯 性能基準　省エネ基準達成率100%以上（グリーンマーク付） エアコン、冷蔵庫　1,000世帯×5万円 LED　1,200世帯×5,000円 ④市民	–	–	–	R8.3	R8.3	R8.4以降	1年間で780万円の電気代の削減効果（5年間で3,900万円、10年間で7,800万円）	⑤ HPにて明記済みあるいは予定	省エネ家電買い替え等						ホームページ、広報誌等	算出の根拠となる事業の確定等の調整のために不測の日数を要し、計画を再検討した結果、交付対象事業の完了が令和9年3月下旬となるため	R7補正（地）